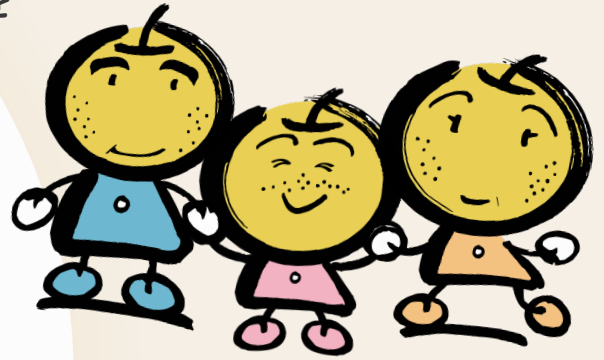


白井市は、従業員が安心して働ける環境づくりを応援します。



# 中小企業育児・介護等 休業取得促進奨励金

市では、市内企業のさらなる働きやすさ向上のため、労働者の仕事と育児・介護等の両立を積極的に推進する市内中小企業に対して、その費用の一部を奨励金として助成します。

詳細は下記よりお問い合わせください。

## 対象者

以下いずれかの休暇を特別の有給休暇（いわゆる特別休暇）として取得できる制度を市内事業所の就業規則などに導入し、労働基準監督署に届けている市内の中小企業であって、その就業規則について社会保険労務士による作成・作成補助・審査相談など、労務コンサルティングを受けていること。

### 配偶者出産休暇

配偶者の出産に際して  
2日以上取得できる休暇※

### 育児休暇

出産後8週間までに  
3日以上取得できる休暇

### 子の看護・介護等休暇

育児・介護休業法における  
子の看護等または介護休暇

※休暇の取得期間を定める場合は、出産のために入院した日から出産後2週間を経過した日までに取得したものに限り。

以下の相談を受けた企業も交付対象！ ※相談後3か月以内に申請されたものに限り有効。

○年金・労働相談（市主催事業、社会保険労務士による相談）

○中小企業等支援相談（白井市商工会主催、中小企業診断士による相談）

## 対象外要件

過去にこの奨励金、または奨励金の要件（就業規則の改善）を使用した国・県の補助金や助成金などの交付を受けていること（例：両立支援等助成金、働き方改革推進支援助成金【厚生労働省】）

交付金額 10万円（予算上限に達し次第終了）

就業規則などの作成・変更に必要な労務コンサルティング料の一部として交付します。

厚生労働省が認めるいずれかの国の認定を受けている場合、交付額を5万円上乘せ！

えるぼし認定		くるみん認定	
もにす認定		ユースエール認定	
ホワイトマーク認定 (安全衛生優良企業)			

お問い合わせ

〒270-1492 白井市復1123

白井市市民環境経済部産業振興課 ☎ 047-401-4641

Mail : syoukou-shinkou@city.shiroi.chiba.jp

<受付時間> 9時から16時まで（土日祝除く）

※お問い合わせの際は「企業の休業に関する奨励金」とお伝えください。

詳細は、下記の  
2次元コードから

